

議案第 25 号

石岡市複合文化施設整備審議会条例を制定することについて

石岡市複合文化施設整備審議会条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

複合文化施設整備事業について調査審議を行い、意見を求める附属機関として、新たに石岡市複合文化施設整備審議会を設置するため。

石岡市複合文化施設整備審議会条例

(設置)

第1条 石岡市複合文化施設整備事業について意見を求めるため、石岡市複合文化施設整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、複合文化施設の整備等に関し調査審議する。

(組織等)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する18人以内の常任委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 各種団体の代表
- (4) 市民

2 常任委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 補欠により委嘱された常任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、市長が委嘱する臨時委員を若干人置くことができる。

5 前項の臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、第3条第1項第1号に掲げる常任委員のうちから常任委員の互選により定める。

3 副会長は、常任委員の互選により定める。

4 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、常任委員の委嘱後最初に開かれる審議会又は会長及び副会長がともに欠けたときの審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、常任委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長直轄組織において行う。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表鳥獣被害対策実施隊員の項の次に次のように加える。

複合文化施設整備 審議会	常任委員	日額	5,000	副市長
	臨時委員	日額	5,000	副市長